

保 護 者 様

令和7年度児童・生徒就学援助費の受給申請について(お知らせ)

枕崎市では、小・中学校の児童・生徒を経済的理由により就学させることが困難と認められる保護者に対して、学用品費・学校給食費・修学旅行費などの就学援助費の支給を行なっています。

今年度の援助費受給希望の**有無を回答して、4月18日(金)までに学校へ提出してください。**

なお、受給希望有りの場合は「就学援助費受給申請書」「委任状」及び「同意書」欄に記入・押印の上、封筒等(使用済み可)に封入して提出してください。(受給希望無しの場合は「就学援助費受給申請書」「委任状」及び「同意書」欄への記入は不要です。)

【就学援助を受けられる方】

枕崎市に居住し、枕崎市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護世帯又は次の認定基準に該当すると教育委員会が認めた準要保護世帯

○認定基準

- (1) 生活保護を停止又は廃止された保護者
- (2) 市民税の非課税や減免を受けている保護者
- (3) 国民年金の掛金及び国保の保険料の減免を受けている保護者
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている保護者
- (5) 職業安定所登録日雇労働者である保護者
- (6) 職業が不安定で生活状態が悪いと認められる保護者

※ 認定については、必要に応じて学校や民生委員の協力を得て行ないます。

【申請について】

申請は毎年度必要であり、自動継続とはなりませんのでご注意ください。

当初申請： 年度当初に申請されて認定となった方は、原則としてその年度の4月1日付の認定となります。

随時申請： 年度途中で世帯構成の変化(死亡・離婚等)や収入状況の悪化(失業・罹患等)あるいは災害による罹災等があった時は、随時申請することができます。学校もしくは教育委員会(学校教育課)へ御相談ください。その場合、認定日は申請した日となり、費目により援助額が日割又は月割計算となります。

【申請書について】

「振込先金融機関」の欄は、新規及び口座の変更のある方のみ記入してください。**(振込口座名義人は保護者氏名と同じである必要があります。)**「委任状」、「同意書」の欄も必ず記入・押印してください。詳しくは、申請書裏面の記載例を参考にしてください。

申請する年の1月1日現在で本市に住所を有しない方は、1月1日現在の住所地の市町村で所得・課税証明書(所得及び扶養状況の記載があるもの)を取得し、申請時に添えてください。

確定申告または住民税の申告は必ず済ませておいてください。(所得等の確認がとれないと、審査ができません。)

【申請後の取扱い】

認否結果に係わらず、学校を通じて保護者に通知します。

認定者への援助費の支払いは、7月・12月・3月の3回に分けて、保護者の口座に振り込みます。なお校納金や学校給食費等の滞納がある場合は、滞納分を差し引いて支給します。

【就学援助の対象となる費目】

学用品費等： 学用品費・通学用品費・校外活動費(1日遠足等の参加費)・体育実技用具購入費

新入学児童生徒学用品費： 入学者が通常必要とする学用品及び通学用品またはそれらの購入費

修学旅行費： 修学旅行に参加するために必要な交通費・宿泊費・見学科・その他の経費

学校給食費： 市学校給食費保護者負担分

医療費： 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に要する経費

オンライン学習通信費： オンライン学習に必要な通信費

【問合せ先】 枕崎市教育委員会 学校教育課

電 話 76-1242 (直通)